

# 避難行動要支援者支援の進め方

## - 地域で支援するために -



東大和市



# 目次

はじめに	1
1 なぜ、地域で支援が必要なのか？	2
(1) 発災直後は自助・共助が最も必要	
(2) 災害時の支援は、日頃からの関係づくりが重要	
2 東大和市の要支援者支援とは？	3
◆ 東大和市の取り組みについて、Q&A	4
Q.1 要支援者名簿の対象者は？	
Q.2 要介護度とは？	
Q.3 障害者手帳とは？	
Q.4 個別避難計画とは？	
3 支援体制づくりに取り組んでみよう！	6
<b>ステップ1</b> 支援活動始めるための準備を行う	7
(1) 協定締結と要支援者名簿の受領	
(2) 活動体制を整える	
(3) 個人情報の取り扱いについて	
(4) 活動を深めるためのプログラム	
<b>ステップ2</b> 要支援者の情報や自宅の位置を把握する	10
<b>ステップ3</b> 訪問担当者を決め、訪問してみる	
<b>ステップ4</b> 要支援者に個別避難計画の作成を促す	11
(1) 避難支援者探しのポイント	
(2) 避難経路設定のポイント	
<b>ステップ5</b> 避難支援者が決まったら…個別避難計画の内容を関係者で確認し合う	14
<b>ステップ6</b> 訪問結果を振り返り、今後の活動を考える	
<b>ステップ7</b> 個別避難計画を更新する	
4 日頃の取り組みにつなげよう！ 《事例から》	15
(1) 地域での関係づくり	
(2) 要支援者に備え（自助）を促す	
(3) 災害時を想定した訓練を行う	
◆ 日頃からの取り組み活動の紹介	18
(1) 湖畔地区の取り組み	
(2) 栄一丁目自治会の取り組み	
(3) 南街・桜が丘地域防災協議会の取り組み	
【様式集】	20

# はじめに

過去の大きな災害において、災害時に家族などの支援が受けられず、自力での避難が困難な方（避難行動要支援者、以下「要支援者」という。）の被災が多く見られることから、要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要といわれています。

国や東京都では、要支援者の円滑な避難支援を進めるためのガイドラインや指針を策定しています。その動きを受け、東大和市では平成22年度から、要支援者の円滑な避難支援に向け、取り組みを進めています。

この冊子は、要支援者を地域の皆さんで支援する体制をつくるための方法やポイントを整理したものです。

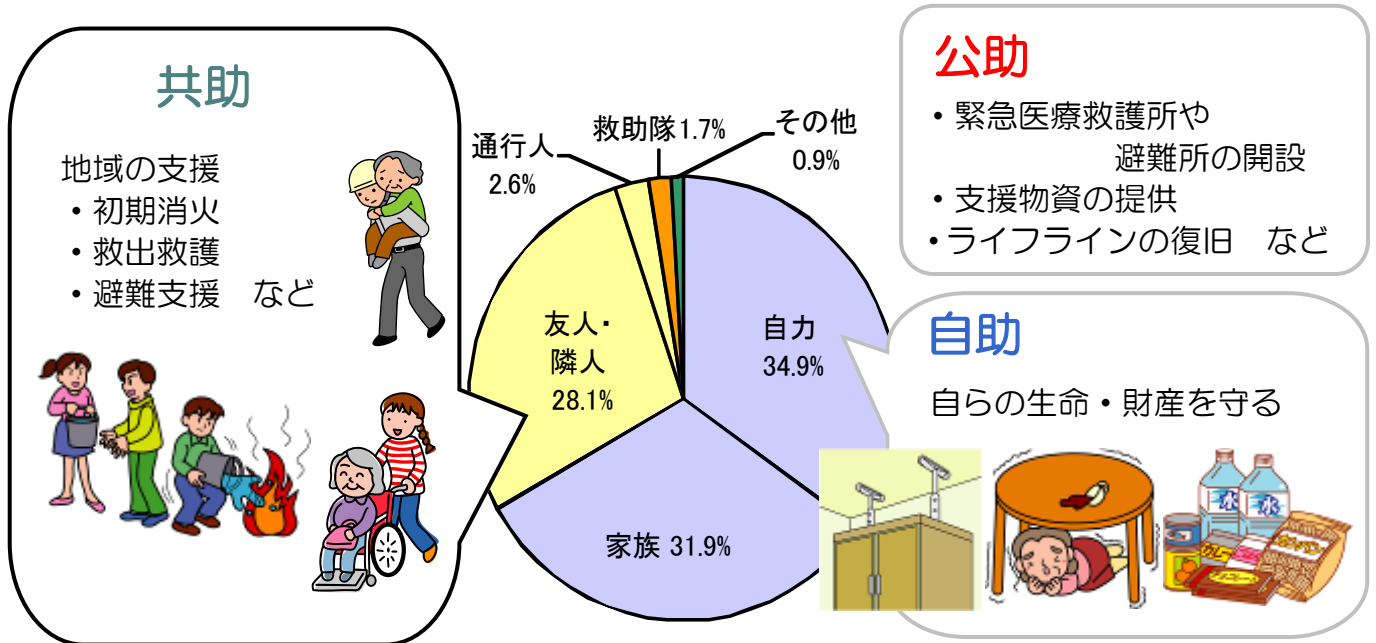
日頃からの取り組みについて、お住まいの地域の状況に合わせてできることから始めてみましょう。



# 1 なぜ、地域の支援が必要なのか？

## (1) 発災直後は自助・共助が最も必要

過去の大きな災害では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人の大半が自助・共助により助けられました。災害の被害を最小限にするためには、地域の支援が重要となっています。

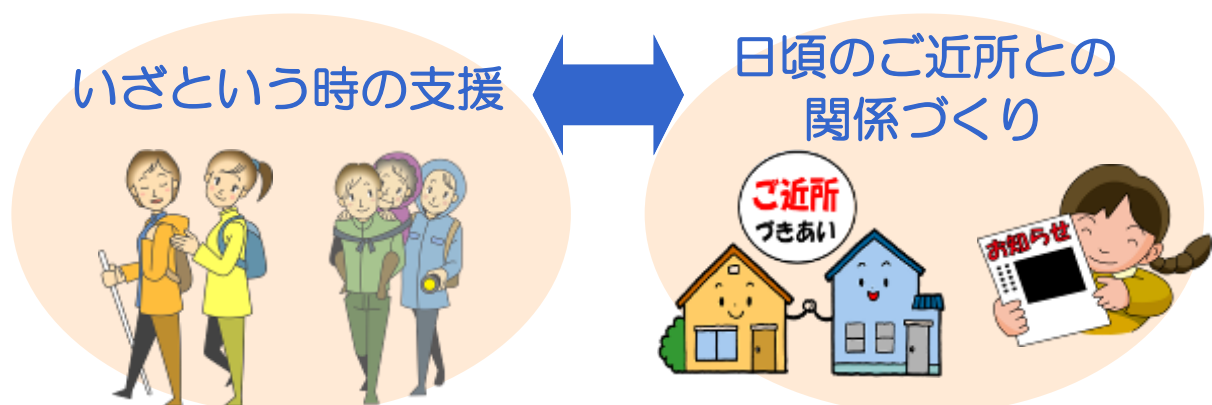


阪神・淡路大震災で人命救助した人の内訳

出典：(社)日本火災学会：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

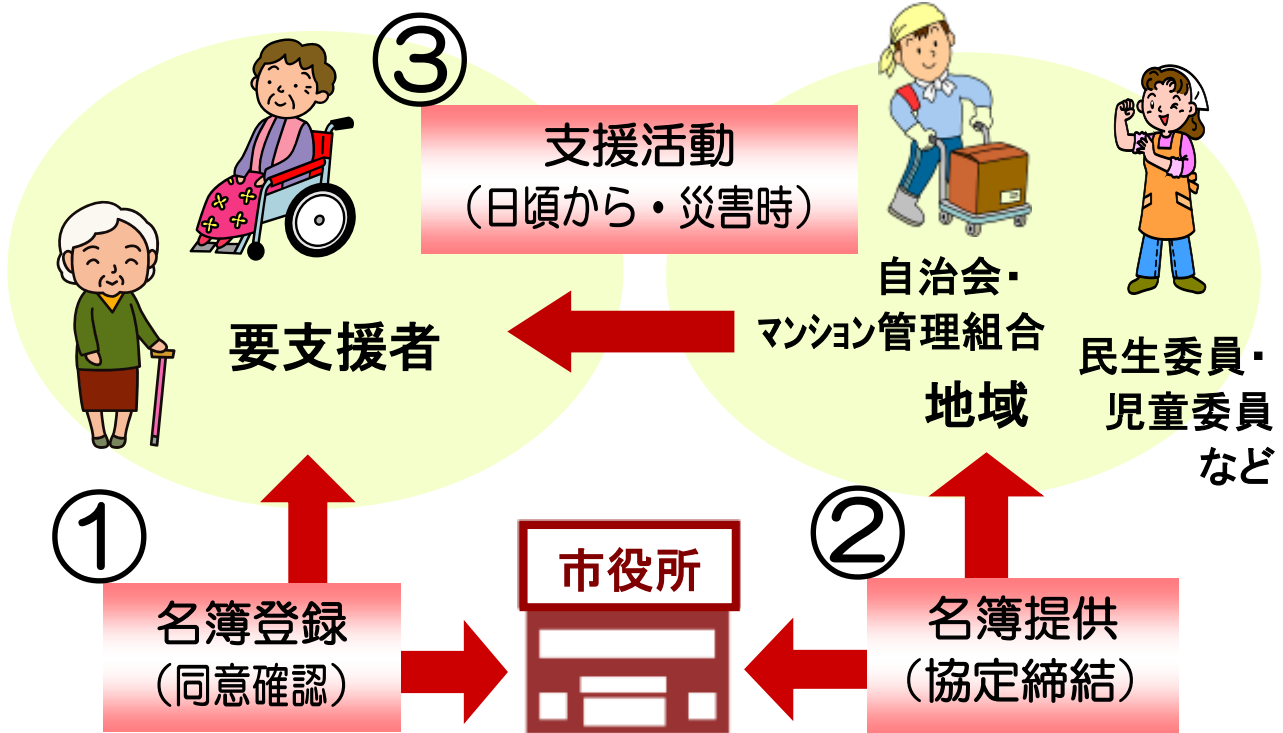
## (2) 災害時の支援は、日頃からの関係づくりが重要

災害時の支援は、日頃からのご近所づきあいがなければ困難です。いざという時に備えて、日頃からご近所との関係づくりに取り組みましょう。



## 2 東大和市の要支援者支援とは？

(1) 東大和市では、災害時に支援を必要とする方（要支援者）の名簿を協定を結んだ地域に提供し、要支援者と支援する方とを結びつける取り組みを進めています。



①市は、要支援者に名簿登録の同意確認を行い、同意された方のみを登録した名簿を作成します。

②市は、地域に名簿を提供します。

※自治会・マンション管理組合は、個人情報の取り扱いに関する協定を結びます。

③地域は、名簿を活用した支援活動に取り組みます。

### ■支援活動の例

日頃の取り組み		災害時の取り組み
日頃のご近所との関係づくり	災害時に備えた取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>顔合わせ</li> <li>回覧板</li> <li>声かけ訪問や見守り</li> <li>地域行事へのお誘い</li> <li>交流会の開催 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別避難計画を作成する（避難支援者探し） （要支援者の自宅から避難場所までの避難経路の設定）</li> <li>備え（自助）を勧める</li> <li>訓練を行う など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者の安否を気づかう</li> <li>避難が速やかに行えるように支援する など</li> </ul>

# 東大和市の取り組みについて、Q&A

## Q.1 要支援者名簿の対象者は？

A. 東大和市では、次の方を対象とすることとしています。地域に支援を必要とする方がいましたら、名簿への登録を勧めてください。

要支援 } 1・2 要介護 }	一人暮らしの方		
	同居者が65歳以上の高齢者のみの方		
要介護3以上の方*			
心身等に障害がある方	身体障害者手帳	1・2級*	3～6級
	愛の手帳	1～3度*	4度
	精神保健福祉手帳	1・2級*	3級
難病患者			
妊産婦・乳幼児			
その他支援が必要と判断される方			

「\*」の方には、市役所から登録の案内を郵送しています。

## Q.2 要介護度とは？

A. 非該当	自立	介護または支援を必要としない状態。
要支援 1,661人 ※1	要支援1	日常生活上の基本動作（食事・更衣・移動・排泄・入浴など）はほぼ自分で行うことができるが、何らかの支援が必要な状態。
	要支援2	日常生活上の手段的動作（電話、買物、家事など）を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要な状態。
要介護 2,997人 ※1	要介護1	日常生活上の手段的動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要な状態。
	要介護2	日常生活上の基本動作も部分的な介護が必要となる状態。
	要介護3	日常生活上の基本動作・手段的動作が著しく低下し、 <b>ほぼ全面的な介護が必要な状態。</b>
	要介護4	日常生活上の基本動作・手段的動作がさらに低下し、 <b>介護なしには日常生活が困難な状態。</b>
	要介護5	日常生活上の基本動作・手段的動作がさらに低下し、 <b>介護なしには日常生活を営むことが不可能な状態。</b>

※東大和市計 4,658人 ※1 【出典】※1：東京都福祉保健局介護保険事業状況報告（R3.10）

## Q.3 障害者手帳とは？

A. 障害の種類に応じて、3種類あります。

### ■身体障害者手帳

- ・身体障害の方に交付される手帳。  
（例）視覚、聴覚、音声言語、肢体、内部障害
- ・障害の重い順に、1～6級。
- ・全国：約436万人※2、東大和市：2,617人※3

### ■愛の手帳（「療養手帳」の東京都の呼称。）

- ・知的障害の方に交付される手帳。
- ・障害の重い順に、1～4度。
- ・全国：約109万人※2、東大和市：770人※3

### ■精神障害者保健福祉手帳

- ・精神障害の方に交付される手帳。
- ・障害の重い順に、1～3級。
- ・全国：約419万人※2、東大和市：870人※3

【出典】※2：令和3年版障害者白書

※3：第2次東大和市障害者総合プラン

## Q.4 個別避難計画とは？

（様式1、2参照）

A. 要支援者が速やかに避難できるように事前に取り決めておく計画です。要支援者一人ひとりに対して作成します。

### ■個別避難計画の内容・

- ・氏名、性別、生年月日
- ・住所、電話番号、FAX番号、携帯電話番号、メールアドレス
- ・地区担当民生委員・児童委員、自治会名
- ・要支援者の該当項目
- ・緊急連絡先
- ・避難支援者
- ・家族構成・同居状況等
- ・居住建物の構造、普段いる部屋、寝室の位置
- ・要支援者の自宅から避難場所までの避難経路

避難支援者を決めておくこと、要支援者の自宅から避難場所までの避難経路を設定しておくことが主な目的です。



### 3 支援体制づくりに取り組んでみよう！

#### ◆支援体制づくりの主な流れ

**ステップ1** 支援活動を始めるための準備を行う

**ステップ2** 要支援者の情報や自宅の位置を把握する

**ステップ3** 訪問担当者を決め、訪問してみる

**ステップ4** 要支援者に個別避難計画の作成を促す

- ◆避難支援者探し
- ◆要支援者の自宅から避難場所までの避難経路の設定

**ステップ5** 避難支援者が決まったら…  
個別避難計画の内容を関係者で確認し合う

**ステップ6** 訪問結果を振り返り、今後の活動を考える

- ◆今後、どのように活動を継続していくか？

**ステップ7** 個別避難計画を更新する

- ◆情報を最新の状態にする

**日頃から** 地域での関係づくり／意識啓発／訓練 など

**災害発生時** 安否確認／救出救護／避難誘導／避難生活支援

## ステップ1 支援活動を始めるための準備を行う

### (1) 協定締結と要支援者名簿の受領

市では、要支援者の登録制度を行っています（p.3参照）。市との協定締結により、市が把握している要支援者の名簿（同意確認が取れた方のみ）を受領することが可能となります。

⇒協定書及び市から提供する名簿のサンプル（様式3、4参照）

協定の締結にあたっては、個人情報の取り扱いに関する研修の受講が必要となります。

⇒個人情報の取り扱いについて（p.8参照）

#### ポイント① 要支援者名簿に未登録の方には、ぜひお勧めを！

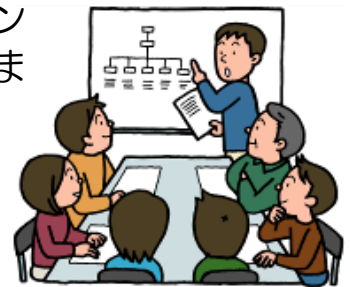
- ・要支援者名簿は、同意確認が取れた方のみを登載しています。地域に支援を必要とする方がいましたら、名簿への登録を勧めてください。



### (2) 活動体制を整える

市からの名簿提供は、現在では、自治会・マンション管理組合が対象です。組織によって役員の改選がありますので、活動の継続が可能な体制を整えましょう。

また、取り組みの必要性を学ぶ勉強会や、活動方針を検討する会議等を開催してみると、活動がより深まり効果的です。（p.9参照）



#### ポイント① 役員改選があっても、活動の継続が可能な体制を！

（体制の例）

- ・新任者が活動になれるまでは前任者と一緒に訪問する。（湖畔地区）
- ・役員改選に影響を受けない組織の設立を検討。（湖畔地区）
- ・自治会内に、防災・防犯に特化した活動を推進する組織「防災・防犯ふれあい委員会」を設立。（栄一丁目自治会）

#### ポイント② 福祉の専門家の協力を得る！

- ・地区担当の民生委員・児童委員に相談することで、専門機関（東大和市福祉部／東大和市社会福祉協議会／東大和市高齢者ほっと支援センターなど）につないでもらえます。

### (3) 個人情報の取り扱いについて



#### ① 個人情報とは？

- ・特定の個人を識別することのできる情報（氏名・生年月日・住所・家族関係・職業等）のことです。
- ・生年月日など、それだけでは特定の個人が識別されることはありませんが、氏名と組み合わせることで特定の個人を認識できれば個人情報にあたります。
- ・写真映像なども個人情報になる場合があります。

#### ② 要支援者名簿を取り扱う上での注意事項

- ・名簿の管理者を決めて、管理者の管理のもとで名簿を使用すること。
- ・名簿の紛失、破損、改ざんその他事故が起こらないよう防止すること。
- ・名簿を複写しないこと。
- ・要支援者に関する情報を第三者に提供しないこと。

ただし、本人の同意がある場合や、生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

- ・名簿の更新により、市から新たな名簿を提供された場合は、保管している名簿を市に返却すること。

#### ③ 要支援者名簿の提供先

- ・要支援者名簿は、市の関係部署で共有するとともに、下記の市内の各関係機関に提供し、災害時の支援活動に利用します。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ・北多摩西部消防署    | ・東大和市高齢者ほっと支援センター |
| ・東大和警察署      | ・東大和市民生委員・児童委員協議会 |
| ・東大和市消防団     | ・自治会やマンション管理組合    |
| ・東大和市社会福祉協議会 |                   |

## (4) 活動を深めるためのプログラム

～地図上でまちの防災性を検証してみよう～

- ・地図を広げて、現状のまちの防災性を確認します。現状の課題や今後必要な取り組みが見えてきます。



<湖畔地区での検討の様子>

### ①まちの防災上の強みや弱みを把握します。

- ・カラーペンを用いて、地図に下記の凡例のように着色してみましょ。指定の色がない場合には、別の色でも構いません。

【緑】	公園や広場・オープンスペース
【黄】	公共施設等の防災拠点（例）学校や公民館など 地域防災に役立つ人材や商店 （例）医者・看護師、食料品店など
【紫】	火災の延焼を防ぐと思われる建物など （例）鉄筋コンクリートの建物など
【赤】	転倒・落下・倒壊したら危険な建物など （例）ブロック塀など 火災に弱そうな建物など （例）木造の老朽住宅など
【茶】	主要な道路や消防車が入れそうな道
【桃】	細い路地（消防車が入れない道）
【青】	川・水路、井戸など
【黒】	鉄道・橋

### 【用意するもの】



地図

※東大和市防災マップを活用すると便利です。避難場所などの位置情報が掲載されています。



カラーペン

- ・まちの防災上の良い点・問題点を挙げてみましょう。

（例）良い点：集会所に備蓄倉庫がある。  
問題点：坂道が多く、避難所までの道のりが遠い。



<湖畔地区で作成した地図>

### ②発災後、地域として必要な対応事項や日頃から必要な取り組みを検討します。

- ・発災後の地域での避難方法の確認を行い、地域として必要な取り組みについて話し合います。

#### 【主な検討事項】

- ・避難先や避難経路の確認
- ・地域として避難はどのように行うか？
- ・その際の懸念事項は？
- ・災害時に備えて日頃からどのような取り組みが必要か？／できそうか？

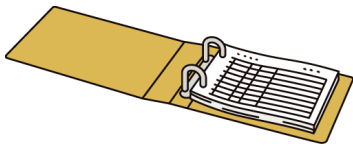




## ステップ2 要支援者の情報や自宅の位置を把握する

市から提供された要支援者名簿を活用して、要支援者の自宅を地図で確認します。支援活動に取り組むメンバーで集まり作業することで、要支援者の情報が共有しやすくなります。

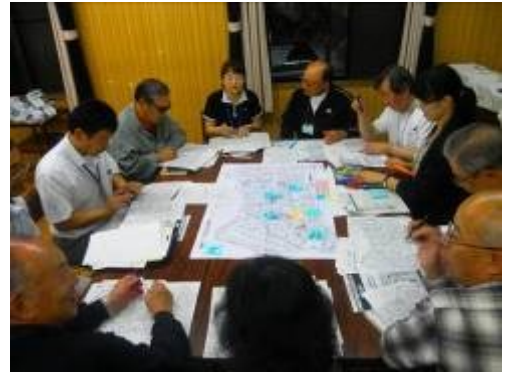
### 【用意するもの】



市から受領した  
要支援者名簿



地図



〈湖畔地区での検討の様子〉

## ステップ3 訪問担当者を決め、訪問してみる

お互いに顔見知りにならないければ、いざという時に支援ができません。まずは要支援者の自宅を訪ね、顔を合わせることから始めてみましょう。

### ポイント① 訪問する時には、事前に地域へ周知を！

- 地域の皆さんが急に訪問すると、驚かれる方がいる場合もあります。地域の回覧板や掲示板などを活用して、事前に周知しておくとういでしょう。（様式5参照）

様式5

では、  
地域で支援する体制づくりを進めています！

自治会メンバーが、  
名簿に登録された皆さんのお宅をお伺いして、  
個別支援計画の作成をお手伝いします。

■ 個別支援計画の作成とは？  
災害発生時に自ら助けを求められない方や避難行動に支障があり、自力で行動ができない方が急やかに避難できるように、避難支援者の選定や避難場所までの経路などを作成しておくものです。  
※個別支援計画の作成には、市への登録が必要です。

■ 避難支援者とは？  
災害発生時に自らの安全や家族の安全を確保した後、ご近所の助け合いとして対象者の安全確認などをさせていただくことです。  
ただし、これらの助け合いは、支援者の職務とするものではありません。

顧問会社 東大和事務所 福祉推進課 電話042-563-2111（内線1133）

### ポイント② 訪問はできるだけ顔見知りの方が担当！

- 自治会の組単位（10軒前後の回覧板がまわる単位）で各組の要支援者宅を訪問したところ、かねてからの顔見知りだったために、すんなり個別避難計画の作成に至ることができました。（栄一丁目自治会）
- 初対面となる場合には、信頼関係ができるまでは複数名で対応します。回覧板のお届けや行事の案内などに合わせると訪ねやすくなります。

### ポイント③ 訪問時に『訪問記録シート』を活用！

- 訪問時のやりとりの様子を記録しておく、振り返りの時に便利です。（様式6参照）



## ステップ4 要支援者に個別避難計画の作成を促す

- ◆避難支援者探し
- ◆要支援者の自宅から避難場所までの避難経路の設定

個別避難計画とは、要支援者が速やかに避難できるように、要支援者が地域の協力を得て事前に作成しておく計画です（p.5、様式1、2参照）。避難支援者や避難経路の記入が進むように、要支援者の相談に応じながら進めましょう。

⇒避難支援者探しのポイント（p.12参照）

### 【用意するもの】

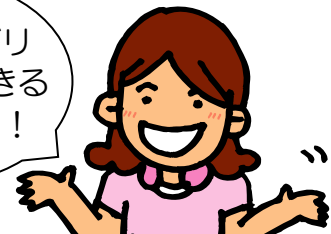


登録制度の案内  
（様式7参照）



個別避難計画  
（様式1参照）

要支援者がリ  
ラックスできる  
可能性あり！



おしゃべりの  
話題

### ポイント① 個別避難計画は、信頼関係をつくりながら！

- 一度の訪問で全ての欄を埋めることが難しい場合や時間がかかる場合がありますので、要支援者の様子を見ながら進めましょう。

### ポイント② 『個別避難計画の記入はできそうですか？』と気にかけて！

こんな時	対応（例）
その場での記入ができそうな場合	適宜、記入のアドバイスをしてあげてください。
自身での記入が困難な場合	要支援者の了解を得た上で、代筆してあげてください。
その場での記入が難しそうな場合	数日間、記入用紙を預け、その間に書いておいてもらってください。後日、記入した用紙を回収してください。

### ポイント③ 事前に安心カードを作成しておくことも！

- 事前に安心カード（p.18参照）が作成されていたために、個別避難計画の作成がスムーズに行えました。（栄一丁目自治会）

## (1) 避難支援者探しのポイント

### ポイント① 避難支援者は、2～3人いれば、より安心！

- ・災害発生時は「わが身の安全確保」が第一であり、避難支援者自身もすぐには駆けつけられない場合があります。このことを要支援者に説明し、十分に理解を促してください。

### ポイント② 避難支援者は、要支援者と近隣の日頃の関係を活かして！

- ・避難支援者はいざという時に駆けつけられるように、近所にお住まいの方が理想です。要支援者と「接点のある人」で、かつ要支援者をきちんと見守ってくれている人を選びましょう。

### ポイント③ 避難支援者に、できるだけ、自治会長や民生委員を選ばない！

- ・自治会長や民生委員・児童委員は、それぞれの立場での役割がありますので、できるだけ、避難支援者に選ばないようにしましょう。

### ポイント④ どうしても避難支援者が見つからない場合は・・・

- ・要支援者の日頃の近隣関係を考慮し、避難支援者（候補者）がいる場合には、訪問担当者から紹介してあげてください。
- ・要支援者、または、要支援者の家族と相談しても避難支援者が見つからない場合は、民生委員・児童委員や高齢者ほっと支援センター、社会福祉協議会に相談してみましょう。
- ・避難支援者の確保が難しい場合は、要支援者1人に対して複数名（自治会等の班単位やマンションのフロア単位等）を設定する方法も考えられます。

#### 【避難支援者の役割】

##### 災害時の取り組み

- ・要支援者の安否を気づかう
- ・避難が速やかに行えるように支援



##### 日頃の取り組み

- ・ゆるやかな見守り・気づかい

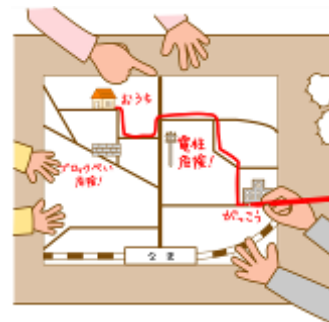


※これらの支援は、義務ではありません。

## (2) 避難経路設定のポイント

### ポイント① 一時避難場所までの安全に避難できる経路を設定

- 自宅から一時避難場所までの安全に避難できる道を選んで、避難経路を設定するようにアドバイスしてあげてください。
- 避難経路の記入にあたって、白紙からの地図作成が難しい場合は、当該地区の地図を用意し、そこに避難経路を記入するとよいでしょう。



#### 【避難の方法】

東大和市地域防災計画では、避難の方法を下記のように記載しています。

### 地震発生！ わが身の安全確保・情報収集

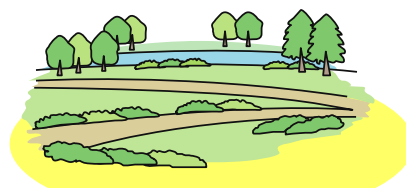


いっとき

#### 一時避難場所

小・中学校の校庭や公園など  
一時的に避難して様子を見る場  
所。

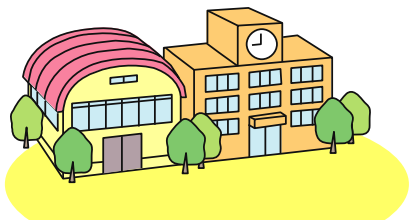
危険



#### 広域避難場所

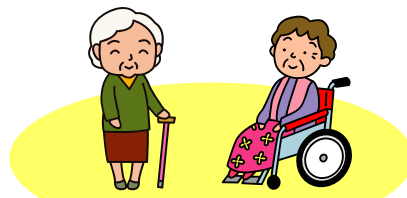
大きな公園・緑地など  
大規模災害等、広域的な災害から  
住民を保護するための避難場所。

安全



#### 避難所

小・中学校など  
自宅で生活できなくなった  
方々が、一時的に生活できる  
機能を持っている場所。



#### 二次避難所(福祉避難所)

高齢者在宅サービスセンターなど  
要支援者を一時的に受入れ、保護  
する場所。

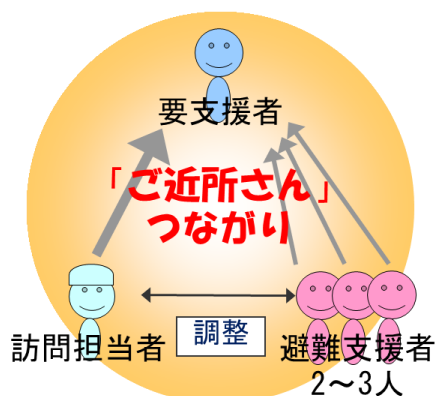


## ステップ5 避難支援者が決まったら…

### 個別避難計画の内容を関係者で確認し合う

個別避難計画の作成後、三者（避難支援者・要支援者または家族・訪問担当者）で、個別避難計画の内容を確認しましょう。

訪問活動がひと通り終わったら、個別避難計画の内容を市や関係機関と共有します。



## ステップ6 訪問結果を振り返り、今後の活動を考える

◆今後、どのように活動を継続していくか？

訪問担当者などで集まり、訪問の振り返りを行います。良かった点や難しかった点を出し合い、今後の活動に向けた改善点を整理します。



〈湖畔地区での振り返りの様子〉

## ステップ7 個別避難計画を更新する

◆情報を最新の状態にする

要支援者の住所や緊急連絡先、避難支援者など、個別避難計画の内容に変更があった場合は、最新の状態に更新しておきましょう。

行事の案内など、年1～2回程度行われている地域の活動に合わせて定期的に訪問を行い、要支援者の状況に変化がないか確認するといった方法もあります。



## 4 日頃の取り組みにつなげよう！ 《事例から》

### (1) 地域での関係づくり

#### ① 地域行事など気軽に参加できる場に誘う！

- 自治会などで開催する地域の行事など、気軽に参加できる機会を利用し、声をかけてみましょう。
- 日頃から顔見知りになっておくために、お茶会やサロン活動など要支援者が気軽に参加できる会を工夫してみましょう。



〈栄一丁目自治会ふれあいサロン〉

#### ② 要支援者の支援体制を、日頃の見守りに活用！

- 要支援者の支援体制を活かし、孤立防止を目的として定期的に訪問（月1回～年数回、訪問頻度は様々）を行います。それにより、要支援者との日頃からの関係が構築でき、また、要支援者の情報の更新が可能になります。
- 飴など賞味期限がある防災グッズを配布し補充のために定期的に訪問する方法や、家具転倒防止取り付けを実施し、点検作業に合わせて訪問する方法もあります。



### (2) 要支援者に備え(自助)を促す

- 要支援者自身が災害に備えることで、いざという時に、お互いに慌てずに対応しやすくなります。要支援者自身にも日頃からの備えを行ってもらうことが大切です。

#### 【日頃の備え（例）】



家具などの  
転倒防止

訓練への  
参加



3日分の  
食料と水



避難先や避難  
経路の確認



非常時に必  
要な持ち物  
の準備

災害時に入手  
しにくい薬の  
準備



### (3) 災害時を想定した訓練を行う

要支援者にも参加してもらい、支援体制を活かして実際に訓練をしてみましょう。

また、地域には災害時に役立つ知識・技能を持った方や団体などがあります。そのような地域の人材を見つけて活かしていきましょう。

#### ① 安否確認・情報伝達訓練

- ・災害発生時を想定し、ご近所で声を掛け合い、お互いに安否を確認しながら身近な公園や広場に集まり、安否の結果を集約する訓練です。



〈栄一丁目自治会での訓練〉

- ・無事な場合には玄関先にタオルを掛けておき、安否確認を短時間でを行うといった取り組み事例もあります。
- ・また、災害用伝言ダイヤルも安否確認に役立ちます。



〈災害用伝言ダイヤルを用いた訓練〉

#### ② 避難先や避難経路の確認、避難誘導訓練

- ・避難場所までの経路を歩き、危険な箇所がないかを確認します。より安全な経路を確保します。
- ・白地図を用いて図上で検討する方法もあります。（p.9参照）



〈湖畔地区での訓練〉

#### ③ 救出訓練

- ・自動車ジャッキやのこぎり、ハンマー、釘抜き、ボール等の資機材を用いて、がれきの下の要支援者を救出します。

#### ④ 救護訓練

- ・心肺蘇生法や、AEDの取り扱い、止血法、三角巾や副木の取り扱い等を体験します。



〈AEDの取り扱い訓練〉



## ⑤ 搬送訓練

- 搬送方法には、人体搬送（一人搬送、二人搬送、毛布を使用した搬送）や、椅子を使用した方法、毛布や角材などを使用して作製した担架による方法があります。



〈湖畔地区での訓練〉

- 担架での搬送は技術と体力が必要ですが、リヤカーは重たいものでも比較的容易に運べます。折りたたみ式のものもありますので、備蓄倉庫に備えると便利です。
- マンションなどの集合住宅に居住する要支援者の救出、搬送に際して、布担架や階段避難車を用いた訓練を実施している事例もあります。



〈布担架を用いた訓練〉

## ⑥ 資機材・備蓄品の確認

- 訓練を実施してみると、地域で揃えておいた方がよいものがわかってきます。
- 防災倉庫に収めてある資機材を定期的の確認、活用・設置し、災害時にスムーズに取り出せるように訓練しておきましょう。



〈防災倉庫の備蓄品点検〉

## ⑦ 避難報告・避難所での安否確認の訓練

- 各避難所では避難者の把握に努め、避難状況を集約します。

## ⑧ 避難所生活スペース設置訓練

- 避難所で実際に災害時に使用する毛布などを敷き、生活スペースや動線を確保します。
- 要支援者（視覚障害者や聴覚障害者、車いす利用の方など）にはどのような配慮が必要かを検証します。



〈避難所生活スペース設置訓練〉

# 日頃からの取り組み活動の紹介

## (1) 湖畔地区の取り組み

### 【取り組みの概要】

- 老人クラブでサロンを開催
- 4自治会合同の防災訓練で要支援者の搬送訓練を実施



〈要支援者の搬送訓練〉

## (2) 栄一丁目自治会の取り組み

### 【取り組みの概要】

- 月1回ふれあいサロンを開催（p.15写真掲載）
- 80歳以上を対象に安心カードを作成
- 自治会で要支援者の安否確認・避難誘導訓練などを実施（p.16写真掲載）
- 自治会有志で防災マニュアルを作成
- 栄3自治会合同の防災訓練を毎年実施

栄一丁目ふれあいサロン運営委員会・おたすけネットワーク 安心の心と声の「安心カード」			
住所・町名	119	このカードを大切に保管してください	
1 氏名	田中 太郎	性別	男・女
2 住所	東京都東大和市南街		
3 生年月日	明治	大正	昭和
4 電話番号	-		
5 緊急連絡先	氏名 性別 住所 電話番号		
6 緊急連絡先	氏名 性別 住所 電話番号		
7 緊急連絡先	氏名 性別 住所 電話番号		
8 緊急連絡先	氏名 性別 住所 電話番号		
9 緊急連絡先	氏名 性別 住所 電話番号		
10 緊急連絡先	氏名 性別 住所 電話番号		

安心カード

## (3) 南街・桜が丘地域防災協議会の取り組み（東京都防災隣組認定団体）

### 【取り組みの概要】

- 消防設備、救急設備などを記載した地域マップを作成
- 新設マンションの住民が地元住民と一体となり、年間を通じて防災活動を共同で実施し、若い世代の参加を促進
- 総合防災訓練を市、学校（PTAを含む）、消防署などと共同で毎年実施
- 加入各団体で防災訓練（応急救護、スラッドパイプ操作等）を年数回実施



# 様式集

これらの様式は、東大和市HPからダウンロードできます。

様式	名称	使い方（例）
様式1	東大和市避難行動要支援者 避難支援プラン（個別避難 計画）	• 個別避難計画の記入用紙です。避難行動 要支援者名簿に登録されている方に渡し てください。
様式2	東大和市避難行動要支援者 避難支援プラン（個別避難 計画）記入例	• 個別避難計画を作成する際の記入例で す。要支援者に個別避難計画の作成を促 す際に渡してください。
様式3	東大和市避難行動要支援者 の避難支援体制づくりに関 する協定書（サンプル）	• 市から要支援者の名簿を提供する際に締 結する協定書のサンプルです。
様式4	東大和市避難行動要支援者 名簿（サンプル）	• 協定締結の上、市から提供する要支援者 名簿のサンプルです。
様式5	訪問開始の周知 チラシ	• 訪問を開始する前に、地域に訪問するこ とを周知するためのチラシです。 • 地域の回覧板や掲示板などの活用もひと つです。
様式6	訪問記録シート	• 訪問時のやりとりの様子を記録するた めのシートです。 • 訪問時のやりとりを記録しておく、活 動を振り返る時に有効です。
様式7	避難行動要支援者登録制度 の概要 チラシ	• 登録制度を紹介するチラシです。要支援 者の自宅を訪問し、個別避難計画作成の 主旨説明に使用します。
様式8	要配慮者の特徴と災害時の ニーズ（例）	• 要支援者を始めとする要配慮者が災害時 にどのような状況になるか（特徴）や、 災害時に必要な対応事項（ニーズ）を紹 介しています。 • 要支援者への対応事項を検討する際の参 考資料です。

## 東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）

作成日 年 月 日

東大和市長 殿

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、避難支援プラン（個別避難計画）の作成を希望します。

また、私が届けた下記個人情報を電子媒体に記録すること並びに災害時の支援を目的として、北多摩西部消防署、東大和警察署、東大和市消防団、東大和市社会福祉協議会、東大和市高齢者ほっと支援センター、東大和市民生委員・児童委員協議会、避難支援者に提供することに同意します。

ふりがな 氏名	(男・女)			電話番号 —
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日 歳			FAX —
住所 (方書)	東大和市 丁目 番地 ( )			携帯電話(メールアドレス) — — @
家族構成・同居状況等	1 一人暮らし 2 同居あり ( 人家族 : 配偶者・親・子・その他 )			
緊急連絡先	氏名	関係	住所	電話番号
避難支援者	氏名	関係	住所	電話番号
	氏名	関係	住所	電話番号
担当民生委員				自治会名
該当項目	<p>該当項目の数字に○をつけてください。</p> <p>1 要支援認定1・2で一人暮らし又は同居者が65歳以上の高齢者のみの方 (認定区分 要支援_____)</p> <p>2 要介護認定1・2で一人暮らし又は同居者が65歳以上の高齢者のみの方 (認定区分 要介護_____)</p> <p>3 要介護認定3以上の方 (認定区分 要介護_____)</p> <p>4 心身等に障害がある方 ( _____手帳 _____級・度)</p> <p>5 難病患者(病名 _____)</p> <p>6 妊産婦・乳幼児</p> <p>7 その他(理由 _____)</p>			
特記事項	(健康状態などについて、記入してください。)			
	居住建物の構造			
	普段いる部屋			
寝室の位置				



避難時に配慮  
しなくてはな  
らない事項

(あてはまるものすべてに☑)

- 立つことができない
- 物が見えない (見えにくい)
- 危険なことを判断できない
- その他

- 音が聞こえない (聞き取りにくい)
- 言葉や文字の理解が難しい
- 顔を見ても知人や家族とわからない

避難経路

様式2

個別避難計画【記入例（表面）】

東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）

作成日 年 月 日

東大和市長 殿

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、避難支援プラン（個別避難計画）の作成を希望します。  
 また、私が届けた下記個人情報を電子媒体に記録すること並びに災害時の支援を目的として、北多摩西部消防署、東大和警察署、東大和市消防団、東大和市社会福祉協議会、東大和市高齢者ほっと支援センター、東大和市民生委員・児童委員協議会、避難支援者に提供することに同意します。

ふりがな 氏名	やまと たろう 大和 太郎 (男)・女			電話番号 563-2111
生年月日	大正・昭和・平成・令和 △△年△月△△日 △△歳			FAX 563-5930
住所 (方書)	東大和市 丁目 番地 中央 3 930			携帯電話(メールアドレス) XXX-XXXX-XXXX (OOOOO@OOO.OO)
家族構成・同居状況等	① 一人暮らし 2 同居あり ( 人家族 : 配偶者・親・子・その他 )			
緊急連絡先	氏名 大和 一郎	関係 子	住所 〇〇市△町×-×××	電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
避難支援者	氏名 東 大和	関係 隣人	住所 ××市〇町△-△△△	電話番号 ×××-××××
	氏名 狭山 たまこ	関係 隣人	住所 △△市×町〇-〇〇〇	電話番号 △△△-△△△△
担当民生委員	〇〇 〇〇		自治会名 ×××自治会	
該当項目	該当項目の数字に〇をつけてください。 1 要支援認定1・2で一人暮らし又は同居者が65歳以上の高齢者のみの方 (認定区分 要支援____) 2 要介護認定1・2で一人暮らし又は同居者が65歳以上の高齢者のみの方 (認定区分 要介護____) ③ 要介護認定3以上の方 (認定区分 要介護 3 ) 4 心身等に障害がある方 ( _____ 手帳 _____ 級・度) 5 難病患者(病名) 6 妊産婦・乳幼児 7 その他 (理由)			
特記事項	(健康状態などについて、記入してください。)		居住建物の構造	木造2階建
	・常備薬は〇〇に保管。かかりつけ医は〇〇医院。		普段いる部屋	居間
	・左耳が聞き取りにくいので、話すときは右側から ・電話を使うことができる。		寝室の位置	1階 向かって右側の和室

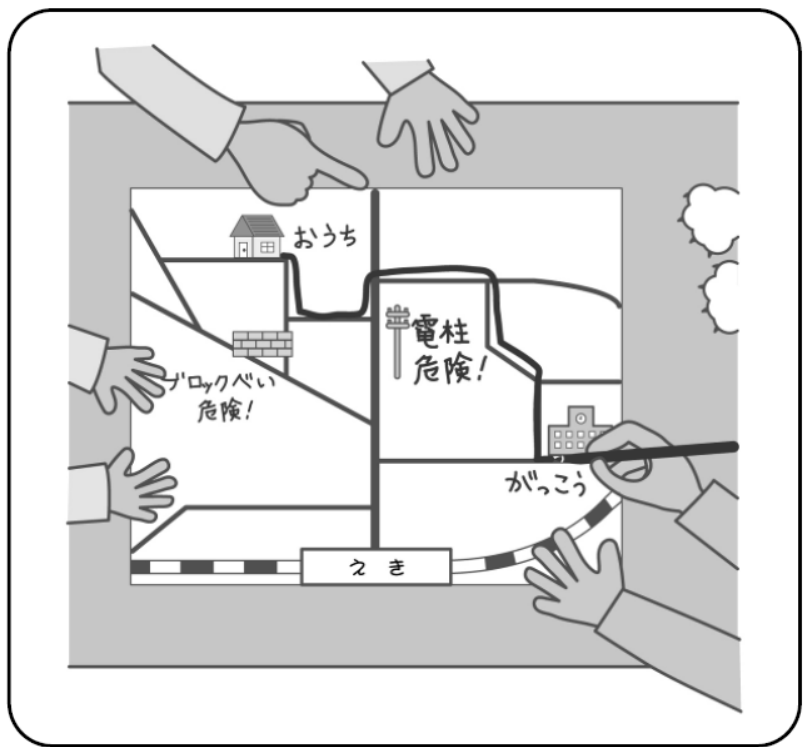
□該当する番号に〇をつける。  
□介護度・等級の数字を記入。

□避難支援者は、2～3人いればより安心！  
 □避難支援者は日頃からの関係を活かして！  
 □どうしても避難支援者が見つからない場合は・・・  
 訪問担当者と相談しながら進めましょう。

# 避難計画【記入例（裏面）】

<p>避難時に配慮 しなくてはな らない事項</p>	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <p><input type="checkbox"/>立つことができない</p> <p><input type="checkbox"/>物が見えない (見えにくい)</p> <p><input type="checkbox"/>危険なことを判断できない</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>音が聞こえない (聞き取りにくい)</p> <p><input type="checkbox"/>言葉や文字の理解が難しい</p> <p><input type="checkbox"/>顔を見ても知人や家族とわからない</p>
------------------------------------	---

避難経路



自宅から一時避難場所までの安全に避難できる道を選択します。

白地図を活用するのもひとつの方法です。

- 避難所は自宅より徒歩10分程度
- 家の南側へ進む道はブロック塀があり危険。
- ○○交差点の南側の道は電柱があり危険。
- 避難所（□□中学校）の道には段差があり注意が必要。

## 東大和市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定書（サンプル）

東大和市（以下「甲」という。）と自治会（以下「乙」という。）との間において、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援体制づくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）及び東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体計画」という。）に基づく、要支援者に対する避難支援体制をつくるために必要な事項を定めることを目的とする。

（名簿の作成及び提供）

第2条 甲は、法及び全体計画に基づき、要支援者の名簿（以下「名簿」という。）を作成し、乙にこれを1部提供する。

2 名簿への登録は、次のいずれかに該当（施設入所者等を除く。）し、名簿への登録及び当該名簿の乙への提供に同意した者とする。ただし、名簿の提供は乙の区域内の居住者に限る。

- (1) 要介護認定3以上の者
- (2) 要支援・要介護認定1、2で一人暮らしの者
- (3) 要支援・要介護認定1、2の者でかつ同居者が65歳以上の高齢者である者
- (4) 心身等に障害がある者
- (5) 難病患者
- (6) 妊産婦・乳幼児
- (7) その他支援が必要と甲が判断した者

3 名簿に登録する情報は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日（年齢）
- (4) 住所
- (5) 電話番号・ファクシミリ番号
- (6) メールアドレス
- (7) 名簿に登録する該当区分

（支援活動）

第3条 乙は、名簿に登録された要支援者に対し、平常時及び災害時（東大和市内において、地震災害、風水害、その他大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある時をいう。以下同様。）に別表に示す支援活動を行うよう努める。

2 前項に規定する支援活動を行うにあたっては、必要に応じ、民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携を図る。

(名簿の管理)

第4条 乙は、甲から提供された名簿の管理について次の事項を守らなければならない。

(1) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の管理の下で乙の組織内で名簿を使用すること。

(2) 名簿管理責任者の氏名、住所、名簿の保管方法を「東大和市避難行動要支援者名簿管理責任者届出書(様式第1号)」により届け出ること。名簿管理者等に変更が生じた時も同様とする。

(3) 名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。

(4) 個人情報の漏えいを防止すること。

(5) 名簿を複写しないこと。

2 乙は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、要支援者に関する情報を第三者に提供してはならない。ただし、要支援者本人の同意がある場合又は東大和市個人情報保護条例(平成17年条例第33号)第12条第2項第4号に規定される個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。なお、この場合は甲に報告しなければならない。

(名簿登録者の削除)

第6条 甲は、名簿に登録されている者が、登録を辞退した場合等名簿から削除する必要が生じた時は、名簿から該当者を削除し、速やかに名簿管理者にその旨を連絡する。

2 前項の場合において、名簿管理者は、速やかに名簿からその者の情報を削除しなければならない。

(名簿の返却)

第7条 乙は、甲から新たに名簿の提供を受け、又は甲から名簿の返却を求められたときは、保管する名簿を速やかに甲に返却しなければならない。

(調査)

第8条 甲は、名簿の管理状況について、必要に応じ調査又は指示を行う。

(法令の遵守)

第9条 甲及び乙は、この協定書に定めるもののほか、個人情報保護法(平成15年法律第57号)、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113

号)、東大和市個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならない。

(秘密を守る義務)

第10条 乙に属する者は、支援活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
その組織を退いた後も、同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から乙の代表者の在任期間とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議して決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

東大和市中心3丁目930番地

甲 東大和市  
代表者 東大和市長 印

乙 東大和市  
代表者 会長 印

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

東大和市避難行動要支援者名簿管理責任者届出書

東大和市長 殿

(自治会名) \_\_\_\_\_

代表者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

東大和市避難行動要支援者の支援に関する協定書第4条の規定に基づき、自治会における名簿管理責任者及び管理方法を次のとおり定めました(変更がありました)ので、届け出ます。

なお、名簿の取り扱いに関して、協定書の内容を遵守します。

氏名	住所	保管方法	備考
(記載例) 大和 太郎	(記載例) 東大和市中心3-930	(記載例) 自宅1階和室内の金庫にて 保管	(記載例) 自治会役員 訪問担当者

別表（第3条関係）

支援活動の例

<p><b>【平常時】※1</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 要支援者との顔合わせ（訪問）を行う。</li><li>○ 見守り・声かけ等を行う。</li><li>○ 要支援者別に支援者を探す。</li><li>○ 要支援者別に個別避難計画を作成する。</li><li>○ 避難訓練等を実施する。</li><li>○ その他必要と認められる活動を行う。</li></ul>
<p><b>【災害時】※2、※3</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 要支援者の安否確認や身体の状態確認等を行う。</li><li>○ 要支援者へ周囲の状況や避難先等の情報を伝達する。</li><li>○ 要支援者の避難行動を支援する。</li><li>○ 行政機関に要支援者に関する情報を伝達する。</li><li>○ その他必要と認められる活動を行う。</li></ul>

※1 平常時とは、災害時以外の場合をいいます。

※2 災害時とは、次に掲げる場合をいいます。

- ① 地震災害、風水害、その他大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、市、国又は東京都から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。
- ② 市に災害対策本部が設置されたとき。
- ③ 上記①及び②以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生などにより避難の必要性が認められるとき。

※3 災害時の支援活動は、支援活動を行う者が自己及びその家族等の安全を確保したうえで行うものです。また、支援活動を行う者が責任を負うものではなく、任意で行われるものです。



避難行動要支援者名簿(サンプル)

年 月 日作成

連番	要配慮者番号		住所	性別 生年月日 (年齢)	電話番号(FAX)		要配慮者の状況
	フリガナ	氏名			携帯番号	メールアドレス	
1	1234	ヤマト タロウ 大和 太郎	東大和市中央3丁目930番地	男 0.0.0 (00歳)	042-563-2111		介護認定(要介護3),身体障害4級
2							
3							
4							
5							
6							
7							

# では、 地域で支援する体制づくりを進めています！

自治会メンバーが、  
名簿に登録された皆さんのお宅をお伺いして、  
個別避難計画の作成をお手伝いします。

## ■ 個別避難計画の作成とは？

災害発生時に自ら助けを求められない方や避難行動に支障があり、自力で行動ができない方々が速やかに避難できるように、避難支援者の選定や避難場所までの経路などを作成しておくものです。

※個別避難計画の作成には、市への登録が必要です。

## ■ 避難支援者とは？

災害発生時に自らの安全や家族の安全を確保した後、ご近所の助け合いとして対象者の安否確認などをしていただく方です。

ただし、これらの支援は、避難支援者の義務とするものではありません。



## ■ 問合せ先

(制度について) 東大和市役所 福祉推進課 電話042-563-2111 (内線1133)

(訪問について) \_\_\_\_\_ 自治会 担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

## 【訪問記録シート】

該当するものにチェックを付けてください。

要支援者名		
訪問担当者名	自治会	

取り組み内容	取り組み状況の指標	
<b>■要支援者宅の訪問／個別避難計画の作成</b>	<b>《面会状況》</b> <input type="checkbox"/> 面会できた <input type="checkbox"/> 面会できなかった (理由： )	
	<b>※「面会できた」場合</b> <b>《面会時のやりとりの状況》</b> <input type="checkbox"/> スムーズにやりとりできた <input type="checkbox"/> スムーズにやりとりできなかった (例) 訪問を拒否された、等 (その時の要支援者の様子： )	
	<b>《避難支援者の記入状況》</b> 避難支援者が <input type="checkbox"/> 複数名 (2人以上) 見つかった <input type="checkbox"/> 1人見つかった <input type="checkbox"/> 見つからなかった (理由： )	<b>《避難ルートの記入状況》</b> 避難ルートが <input type="checkbox"/> 記入できている <input type="checkbox"/> 記入できていない (理由： )
<b>■個別避難計画の内容を三者 (避難支援者・要支援者本人・訪問担当者) で確認</b>	<b>《三者による確認状況》</b> <input type="checkbox"/> 確認できた <input type="checkbox"/> 確認できていない (理由： )	

**《その他、気がついた点など》**

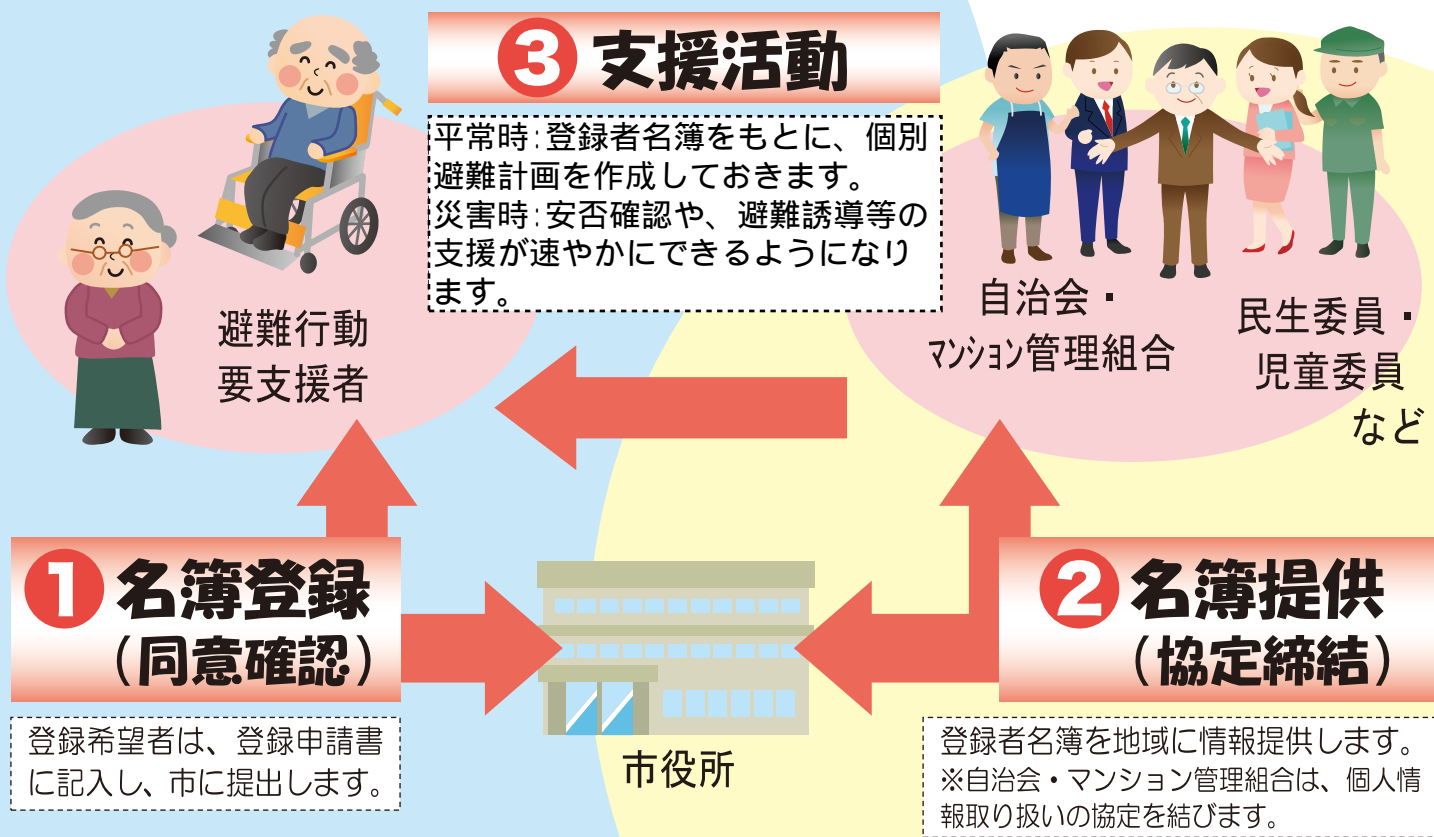
# 災害時の避難行動要支援者登録制度

## ■ 避難行動要支援者登録制度とは？

災害時に、家族などの支援を受けられず、自力での避難が困難な方は、避難が遅れ孤立してしまうおそれがあります。そのため、地域の皆さんの力をお借りして、災害時に助けを必要とする方々の支援をできるようにする体制を整えるための制度です。



## ■ 登録制度のしくみ



### ■ 対象者

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 要介護認定3以上の方           | 4 要支援、要介護認定1・2で同居者が65歳以上の高齢者のみの方 |
| 2 心身等に障害がある方           | 5 難病患者                           |
| 3 要支援、要介護認定1・2で一人暮らしの方 | 6 妊産婦・乳幼児                        |
|                        | 7 その他支援が必要と判断される方                |

■ 申請書の配布 市役所、公民館、市民センターで配布。または、市ホームページからダウンロード。

■ 問合せ先 東大和市役所 福祉推進課 電話 042-563-2111 (内線1133)

表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）

区分	特徴	災害時のニーズ
ひとり暮らしの高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障を来す場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。</li> </ul>
寝たきり等の要介護高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力で行動することができない。</li> <li>○ 危険情報を発信することが困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。</li> <li>○ 医療機関との連絡体制を確立しておく。</li> </ul>
認知症の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分で危険を判断し、行動することが難しい。</li> <li>○ 危険情報を発信することが困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難・誘導してくれる人を確保しておく。</li> <li>○ 医療機関との連絡体制を確立しておく。</li> </ul>
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、素早い避難行動がとれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 音声により周辺の状況を説明する。</li> <li>○ 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。</li> </ul>
聴覚障害者 言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 音声による避難・誘導の指示が認識できない。</li> <li>○ 視界外の異変・危険の察知が困難である。</li> <li>○ 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。</li> <li>○ 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。</li> <li>○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。</li> <li>○ 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。</li> <li>○ 医療機器を使用している場合は、「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照</li> </ul>
内部障害者 難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。</li> <li>○ 常時使用する医療機器（機器によっては電源、酸素ボンベ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。</li> <li>○ 外見では分からない障害であることを周知する。</li> <li>○ 医療機関との連絡体制を確立しておく。</li> <li>○ 薬やケア製品、電源を確保しておく。</li> </ul>

表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）（つづき）

区分	特徴	災害時のニーズ
在宅人工呼吸器使用者（特に、24時間使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素早い避難行動が困難である。</li> <li>○ 人工呼吸器・吸引器等常時電源を使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬や衛生用品、ケア用品などを携帯する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬や衛生用品、ケア用品、電源など災害備蓄用品を確保しておく。</li> <li>○ 搬送が必要な場合に備え、家族、医療、介護等の支援者のみではなく近所の方や民生・児童委員、消防団、自主防災組織等、地域において複数の支援者を確保しておく。</li> <li>○ 在宅での対応が困難になった場合に備え、自家発電設備や非常用電源設備を保有している公共施設や民間協力施設に確認をしておく。</li> <li>○ 体調が悪化した場合に備え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の在宅人工呼吸器使用患者災害時支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておく。</li> <li>○ 災害発生時は、かかりつけではない医療機関に搬送されることもあるため、あらかじめ災害対応に必要な医療情報を整理しておく。</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。</li> </ul>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</li> <li>○ 普段から服用している薬を携帯する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。</li> <li>○ 極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。</li> <li>○ 医療機関との連絡体制を確立しておく。</li> </ul>

表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）（つづき）

区分	特徴	災害時のニーズ
重症心身障害児（者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力で行動することや危険認知も難しい。</li> <li>○ コミュニケーションも困難な場合が多い。</li> <li>○ 常時使用する医療機器は電気を必要とし、酸素を必要とする人もいる。</li> </ul> <p>※重症心身障害児（者）の中には、人工呼吸器等の濃厚な医療を必要としながら生活する人もいれば、医療を必要としない人もいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人工呼吸器・吸引器・ネブライザー等常時使用する医療機器の予備電源や薬、多くのケア用品を携帯する必要がある。</li> <li>○ 車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。</li> <li>○ かかりつけ医、訪問看護ステーション、訪問介護事業所などの各支援事業との連絡体制を確立しておく。</li> <li>○ 医療や介護の情報、薬・ケア製品、電源を確保しておく。</li> <li>○ 本人からの意志表出をよくくみ取り、精神的に不安定にならないようにする。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感情を十分言語化できず、意思疎通がうまくできない。</li> <li>○ 災害時には、疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。</li> <li>○ 自分で自分の身を守る方法を習得させる。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難・誘導してくれる人を確保しておく。</li> </ul>

出典：東京都「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」令和4年1月改訂版

避難行動要支援者支援の進め方  
— 地域で支援するために —  
令和4年3月改訂

発行：東大和市福祉部福祉推進課  
☎042-563-2111  
(内線1133・1155)